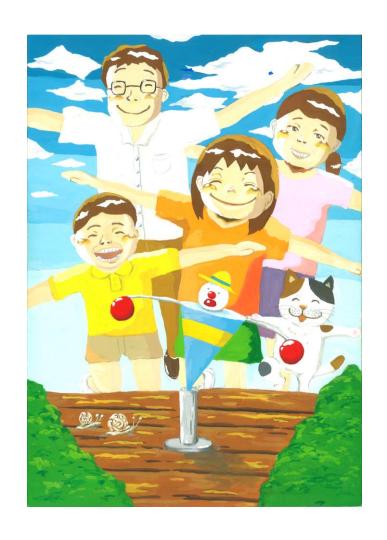
人権教育指導資料

人権教育推進のためのQ&A - 直接的指導編 -



平成31(2019)年3月

栃木県教育委員会事務局学校教育課

平成30(2018)年は、世界人権宣言が国連で採択されてから70周年となる記念すべき年であり、改めて「人権」について考える機会となりました。また、平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を間近に控え、心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりを主な施策とした「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の取組が見られるなど、誰もが互いの人権を大切にし、支え合う共生社会の実現に向けた機運が高まってきています。

我が国では、国際的な動向を受けて、平成 12 (2000) 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。その後、同法に基づいて、平成 14 (2002) 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国民の一人一人が人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かされるような人権感覚を身に付けることができるよう、学校、地域、家庭、その他の様々な場を通じて、各種人権課題の解決に向けた施策が実施されてきました。

栃木県教育委員会では、平成 14 (2002) 年度にそれまでの同和教育を人権教育として発展的に再構築しました。以来、各学校において、全体計画の作成や指導方法の工夫・改善、校内研修の充実等に御尽力いただき、人権教育の推進を図ってきたところです。また、「人権教育推進の手引」を作成するとともに、「人権教育指導資料」を計画的に作成し、指導者の資質向上に努めてまいりました。

今年度は、平成 29 (2017) 年3月作成の「人権教育推進のための Q&A」に続き、各学校が児童生徒に対して人権教育を具体的に進めていく上で、指導のよりどころになるような内容を精選し、「人権教育推進のためのQ&A一直接的指導編一」を作成いたしました。これまでに発行した指導資料等と併せて、本指導資料を活用し、各学校における人権教育の充実のために役立てていただければ幸いです。

平成 31 (2019) 年3月

栃木県教育委員会事務局 学校教育課長 中村 千浩

目 次

はじめに

Q1	人権教育は、どうして必要なのでしょうか。	1
Q2	人権教育における「直接的指導」とは、どのようなものなの でしょうか。	5
Q3	人権教育において、「直接的指導」と間接的指導、基底的指導は、どのように関連しているのでしょうか。	9
Q4	人権教育における「直接的指導」では、どのような内容を取 り上げたらよいのでしょうか。	13
Q5	人権教育における「直接的指導」を、どのようにして計画的 に行うのでしょうか。	18
Q6	人権教育における「直接的指導」では、どのようなことに留 意して学習指導案を作成したらよいでしょうか。	22
Q7	人権教育における「直接的指導」では、どのような実践例が あるのでしょうか。	28
「直接	接的指導」に関してよくある質問事項	33
おわり) IC	

[※] 本指導資料集は、小・中学校及び義務教育学校の教職員向けに作成したものです。

1 人権教育は、どうして必要なのでしょうか。

人権を取り巻く 情勢

人類が二度の世界大戦から得た教訓は、昭和23(1948)年に、 国際連合で採択された「世界人権宣言」に結実しました。そして、人 権の尊重が平和の基礎であるという共通認識の下、国際社会による 様々な取組が重ねられてきました。我が国も、人権関連の諸条約を締 結し、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、 人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。ま た、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社 会の形成者の育成を期する教育が推進されてきました。人権尊重社会 の実現を目指す取組は、基本的には一定の成果を上げてきました。

国内の人権問題 の現状

しかしながら、今日においても、生命・身体の安全に関わる事象や 社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、その他の人権侵害など、様々な人権問題が生じています。また、 国際化、情報化、少子化、高齢化等による社会の急激な変化の中で、 人権に関する新たな課題も生じてきています。特に、子どもをめぐる 人権問題を例に見ても、各種の調査結果に示されているように、いじめや暴力など人権に関わる問題が後を絶たない状況にあり、虐待などの人権侵害を受ける事態も深刻化しています。

人権問題の背景

様々な人権問題が生じている背景として、人々の中に見られる「同質性・均一性を重視しがちな性向」や「非合理的な因習的意識の存在等」があげられていますが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられています。また、より根本的には、「人権尊重の理念についての正しい理解」や「これを実践する態度が未だに国民の中に十分に定着していない」ことがあげられています。このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自ら有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見に捉えわれた言動をする」といった問題点も指摘されています。

人権教育の必要性

全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはありません。現在の人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な人権教育の取組が求められています。

<参考>

- 「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月閣議決定)
- 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕」(平成20年)人権教育の指導方法等に関する調査研究会議
- 「人権について考える 人権って何だろう」(平成28(2016)年)栃木県「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)」(平成28(2016)年)栃木県

国内の人権侵犯事 件の推移

下記の図1は、法務省の人権擁護機関(法務省・法務局、地方法務局、人権擁護委員)が受理した人権侵犯事件数を示しています。ここ数年、年間 20,000 件前後の高水準で推移しています。平成 29 (2017)年は、19,533 件でしたが、これは 40 年前の昭和 50 (1975)年の約 1.5 倍となっています。40 年前と比べて、事件の種別が異なるなど、単純な比較はできませんが、依然として日本の社会において、人権問題の全面的な解決に至るまでは、程遠い状況が続いています。

類型別の内訳を見ると、暴行・虐待事案(女性への暴力、高齢者・障害のある人・児童への虐待など)が最も多く、次いで学校におけるいじめ事案、住居・生活の安全関係事案、プライバシー事案などとなっています。また、インターネット上の人権侵害情報に係る事件数(*)が過去最高となるなど、新たな人権問題の傾向もうかがえます。

(*)「人権侵犯事件統計資料」(平成29(2017)年)法務省人権擁護局

昭和50(1975)年

項目	件数
強制圧迫	3704
住居の安全に対する侵犯	3013
酷使虐待	2963
名誉信用に対する侵犯	732
労働権に対する侵犯	440
教育職員による侵犯	116
その他	2069

合計 13,037件

約 1.5 倍

平成 29 (2017) 年

項目	件数
暴行•虐待	3219
学校におけるいじめ	3169
住居・生活の安全関係	2909
プライバシー関係	2705
労働権関係	2064
強制・強要	2022
教職員関係	1284
差別待遇	785
その他の公務員	262
特別公務員に関するもの	195
刑務職員関係	141
社会福祉施設関係	128
その他	650

合計 19,533 件

図1 人権侵犯事件数 (法務省人権擁護局 昭和50(1975)年及び平成29(2017)年発表資料より作成)

本県の人権意識の現状

右の図2は、「栃木県政世論調査 (平成27(2015)年度)」における人権意識に関する部分です。「現在の日本は、基本的人権が尊重されている社会であると思いますか」の質問に対して、「尊重されている」(10.0%)と「ある程度尊重されている」(46.7%)との二つを合わせた割合は、56.7%であり、全体の約6割程度となっています。これは、前回の調査(平成21(2009)年)と比較し、10.3%増加しています。

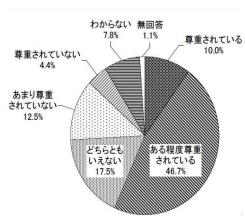


図2 現在の日本は、基本的人権が尊重 されている社会であると思いますか (「栃木県政世論調査」(平成 27(2015) 年度)より作成)

下記の図3は、同じく「栃木県政世論調査(平成27(2015)年度)」において、「あなたの周りの日常生活においてどのような人権侵害がありますか」の質問の結果です。全体で見ると、「障害者に対するもの」(22.1%)が2割を超えて最も高く、次いで「インターネットによる誹謗中傷やプライバシー侵害等」(17.5%)、「女性に対するもの」(16.8%)、「高齢者に対するもの」(16.5%)、「貧困者に対するもの」(13.0%)の順となっています。一方で、「周囲で人権侵害はないと思う」(28.3%)は3割近くとなっており、前回調査(平成21(2009)年)と比較すると大幅に増加しています。

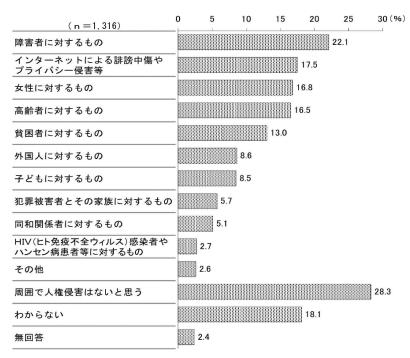


図3 あなたの周りの日常生活においてどのような人権侵害がありますか(複数回答・%) (「栃木県政世論調査」(平成27(2015)年度)より作成)

国内の人権教育 に関する近年の 歩み 国連をはじめとする国際機関やNGO、そして多くの人々が、「人権の世紀」の実現という理想を目指して、様々な取組を進めています。その中で、「人権教育」を推進する取組が着実に進められ、特に国連が定めた「人権教育のための国連 10 年」は、我が国の人権教育の推進に大きな影響を与え、様々な施策が重ねられました。

平成 12 (2000) 年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が施行され、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義し、人権教育・啓発に関する施策の推進するに当たり、国、地方公共団体、国民の責務が明らかとなりました。平成 14 (2002) 年には、人権教育・啓発推進法に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に進めることが確認されました。また、現在の日本社会に現実にある様々な人権問題を具体的に指摘し、それらの解決を図ることとしました。

この基本計画に基づき、文部科学省では、平成16(2004)年から 平成20(2008)年にかけて、「人権教育の指導方法等の在り方につ いて」を公表し、人権教育の指導方法等の改善・充実を図っています。 県内の人権教育 に関する近年の 歩み 県教育委員会においては、平成13(2001)年に、「栃木県人権教育基本方針」を決定し、これまで取り組んできた同和問題については、 人権教育の中における重要な人権問題の一つとして位置付けられました。同和問題は、その解決に向け、他の人権問題とともに、さらに工夫しながら効果的に指導することとなりました。

人権教育に関しては、平成13(2001)年からの「とちぎ教育振興ビジョン」、平成18(2006)年からの「とちぎ教育振興ビジョン(二期計画)」、平成23(2011)年からの「とちぎ教育振興ビジョン(三期計画)」のいずれにおいても、本県教育の施策として位置付けられ推進されてきました。

平成28(2016)年には、「栃木県教育振興基本計画2020-教育ビジョンとちぎー」が策定され、現在、「人権教育推進体制の充実に向けた支援」、「人権教育指導者の養成と資質・能力の向上」、「学習内容及び方法の改善・充実と啓発の推進」の3点を主な取組として、人権教育の一層の充実と人権啓発の推進を図っています。

学校教育における 人権教育の課題

「学校教育については、教育活動全体を通じ、人権教育が推進されているが、<u>知的理解</u>にとどまり、<u>人権感覚</u>が十分に身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしも行き渡っていない等の問題も指摘されているところである。」(「人権教育・啓発に関する基本計画」平成 14 (2002) 年間議決定)

上記の「基本計画」の指摘では、児童生徒の現状や指導方法の問題を、「知的理解」と「人権感覚」の二つのキーワードで捉えています。まず、「知的理解」については、「知識が社会や個人の生活の変容に資する生きた知識として内面化され、主体化されていないといった傾向がうかがえる(*1)」との指摘があります。したがって、指導に当たっては、単なる知識伝達にとどまらず、その知識内容を、児童生徒が自分にとって意味のある大切なものとして受け止め、情緒的にも共感的に理解するような主体的な学習となるように、授業改善が求められています。

次に、「人権感覚」について、本県ではこの言葉を、「人権が尊重されていることに気付くとともに、人権が偏見や差別により妨げられたり、妨げられそうになったりしたとき、いち早くその不合理性・不当性に気付く感覚(センス)のこと(*2)」としています。こうした感性的認識は、理性的認識と同様に人間にとって非常に重要なものです。日頃から「人権感覚」を磨き、様々な時と場における差別的な言動に素早く気付き、それらに対処できる児童生徒を育成していくことが求められています。

人権の世紀と呼 べる社会の実現 に向けて

このような人権をめぐる情勢から、人権教育の充実が求められています。「人権の世紀」と呼べる社会の実現のためには、私たち一人一人が人権感覚を磨き、人権意識を高め、日常生活の中で気付き、考え、行動していくことが必要です。

- (*1)「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕平成20(2008)年
- (*2) 平成30(2018) 年度人権教育推進の手引 栃木県教育委員会

Q2

人権教育における「直接的指導」とは、どのようなもの なのでしょうか。

直接的指導とは

【直接的指導】

各教科等の授業において、<u>人権一般や様々な人権問題を取り上げ、</u>
<u>各教科等の本来の目標を達成する</u>とともに、自他の人権を尊重し、
かつ人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を
築いていこうとする資質や能力を育成するなど、<u>人権教育のねらい</u>
を達成する指導である。

※ 幼児に対しては、原則として直接的指導は行わない。

(「平成30年度人権教育推進の手引」 栃木県教育委員会)

直接的指導の ポイント

まず、「各教科等の授業において」と記されているように、直接的指導は、授業を通じて行われるものです。各教科等とは、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間、特別活動を指します。このことを踏まえた上で、直接的指導のポイントは、下線部の3点になります。

- ①「人権一般」や「様々な人権問題」を取り上げること
- ②「各教科等の本来の目標」を達成すること
- ③「人権教育のねらい」を達成すること

【①「人権一般」や「様々な人権問題」を取り上げること】

各教科等の学習において、単元及び本時の目標やねらいを踏まえつ つ、「人権一般」や「様々な人権問題」を取り上げます。

「人権一般」とは、基本的人権や個人の尊重など、人権とはどのようなものかについて扱う内容を指しており、普遍的な視点からのアプローチが求められます。

「様々な人権問題」とは、具体的な人権問題を指しており、個別的な視点からのアプローチが求められます。このことについては、「栃木県人権施策推進計画 2016~2025(栃木県)」及び「平成 30(2018)年度人権教育推進の手引(栃木県教育委員会)」の中に、具体的に示されています。

【②「各教科等の本来の目標」を達成すること】

各教科等には、それぞれ独自の目標やねらいがあり、指導に当たっては、これを達成させることが第一に求められています。その上で、学校の実情に応じ、人権教育を意図的・計画的に位置付けていきます。「人権科」という教科はありませんので、各教科等を通じて系統的な指導を行うために、各学校では、計画を立てる必要があります。重点化を図った「直接的指導」を、各教科等のどこで扱い、指導計画に位置付け実践するかについては、様々な工夫や検討が求められます。

【③「人権教育のねらい」を達成すること】

「人権教育のねらい」とは、人権教育の目的、人権教育の目標、学校教育で示す「育てたい資質・能力」を指しています。

「育てたい資質・能力」とは、直接的指導を通じて身に付けさせる 差別解消を図るための資質・能力のことです。本県では、それを五つ の項目で捉え示しています。実際の各教科等の授業では、単元及び本 時のねらいに関連させて設定された「育てたい資質・能力」を育成す ることが求められます。

育てたい資質・ 能力

全ての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するためには、差別解消を図るための資質・能力(「育てたい資質・能力」)を育成していく必要があります。

各学校においては、以下に示す五つの項目の趣旨を十分に踏まえ、 自校の実態に応じて「育てたい資質・能力」を設定します。また、指 導計画に位置付け、重点化を図るなどしながら、計画的に育成してい くことが求められます。

【育てたい資質・能力】(*)

- 【知 性】人権の大切さや人権に関わる様々な問題を正しく認識で きる知性
- 【判断力】偏見や差別の不当性を科学的に見極めるとともに、物事を公正・公平に判断できる力
- 【感受性】共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや怒りを 共感的に受容したり、考えたりすることができる感受性
- 【技 能】互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための社会的な 技能
- 【実践力】人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の 社会を築いていこうとする実践力
 - ※ 自他の人権を尊重し、人権に関わる様々な問題を解 決しようとする意欲や態度は、実践力の中に含まれる と考える。 (「平成 30 年度人権教育推進の手引」 栃木県教育委員会)
- (*)「人権教育指導資料 人権教育のためのQ&A (平成29(2017)年3月)」では、 「育てたい資質・能力」について、下記のような説明も加えています。
- 【知 性】偏見や差別の要因・背景などを正しく理解するとともに、人権の意義や大切さ、 様々な人権問題を正しく認識できる力のこと。
- 【判断力】偏見や差別の不合理や矛盾を見抜き、科学的・合理的に考え、判断できる力の こと。
- 【感受性】共に生きる喜びや差別・不正に対する悲しみや怒りなどを感じ取る力のこと。
- 【技 能】「偏見や差別の不当性を適切に表現する力」や「人権に係る対立的な問題を調整するためのコミュニケーション能力」、「人種・民族・思想・指向などの違いを認め、受容する技能」など児童生徒がそれまでに身に付けた知識や感性を生かしながら、互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための技能(スキル)の
- 【実践力】人権に関わる様々な問題を解決しようとする意欲や態度も含め、主体的に差別の解消を図るための総合的な力のこと。実践力は、知性や判断力、感受性、技能が互いに補充、深化、統合しながら高められていく。

育てたい資質・能力の具体例

例えば、同和問題を取り上げた直接的指導の具体例を考えてみます。社会科の授業で、「明治維新」に関する学習を行う際、以下のような資質や能力が「育てたい資質・能力」と考えられます。

【育てたい資質・能力の具体例(社会科)】

- ○解放令が出された後も、被差別部落の人々に対する差別が 根強く残った事実を正しく認識できる「知性」。
- ○解放令によって、法制度上は平民と同様とされたにもかかわらず差別が続いたことを不当と考える「判断力」。
- 〇差別が続くことに対する被差別部落の人々の悲しみや怒りを共感的に受け止める「感受性」。
- ○被差別部落の人々への差別の不当性を適切に表現する「技能」。
- ○差別解消のために自分にできることを実践していこうとする意 欲などの**「実践力」**。

直接的指導の 授業実践での 留意点

【共感的理解】 【明るい展望】 直接的指導の授業実践に当たっては、それぞれの人権問題に対する知的理解だけにとどまることなく、相手(被差別者、社会的な支援を必要としている人々、少数者等)の立場に立って物事を考え、偏見や差別の不当性を正しく捉えるとともに、その人の喜び、怒り、悲しみ、苦しみ等を自分のこととして感じながら理解する、いわゆる、「共感的理解」を深めることが大切です。

また、差別を受けた人々が、生産や労働を通じて社会や文化を支えたり、優れた芸術作品を制作したり、差別の解消や人権の獲得のために行動したりするなどして、力強く生き抜いてきたことなどを十分に捉えさせ、児童生徒が人権問題の解決に向けて、「明るい展望」がもてるように指導することも重要です。

【共感的理解を深め、明るい展望をもてる具体例】

【共窓的理解を床め、明るい展室をもてる具体例】							
扱う内容 (教科等)	具体例						
同和問題 (小学校社会科) (中学校社会科)	く共感的理解を深める> 江戸幕府の政治を扱った授業で、身分の上で差別されていた人たちの苦しみを共感的に理解する。 (明るい展望がもてる> 身分のうえで差別されていた人たちは、伝統的な技術を担ったり、差別に立ち向かう行動をとったりするなど、たくましく生きたことについて共感的に理解する。 						
基本的人権 (中学校外国語科)	く共感的理解を深める> ・ キング牧師を扱った授業で、不当な差別を受けていた黒人たちの怒りや苦しみを共感的に理解する。 く明るい展望がもてる> ・ 公民権運動を通して力強く生き抜き、人権が尊重された社会の礎を築いたことについて共感的に理解する。						

直接的指導 構想の手順例

直接的指導を実際に行う場合の構想について、以下に手順の一例を示しましたので、参考にしてください。直接的指導の3つのポイントが確実に含まれることで、教師の意図的な指導を明らかにすることができます。

各教科等の目標

人権教育のねらい

学習指導案への 位置付け

STEP1 単元レベルでの構想

- 単元の学習内容に 「人権一般」、「様々 な人権問題」が含ま れていることを確 認し、単元計画を作 成する。
- ・人権教育との関連を明確にする。
- •「人権一般」または 「様々な人権問題」 を取り上げ、指導 内容を設定する。
- 本単元における 「育てたい資質・ 能力」を明確にし て設定する。

人権教育との関連

単元の目標、学 習内容等と「育て たい資質・能力」の 関わりを述べる。

STEP2 本時レベルでの構想

- ・単元における本時 の位置付けを明確 にした上で、本時の ねらいを設定する。
- ・本時において育成する「育てたい資質・能力」を、五つの資質・能力の項目から、設定する。

人権教育の視点

本時のねらいや 学習内容、指導方 法等と、「育てたい 資質・能力」の関わ りを述べる。



・どのような支援・ 指導方法で、設定 した資質・能力の 育成を図るのか を、本時の展開の 中に位置付ける。



「育てたい資質・能力」を身に付けさせるための支援や配慮事項を展開の中に記述する。



- ①人権一般や様々な人権問題を取り上げる。
- ②**各教科等の本来の目的**を達成する。
- ③人権教育のねらいを達成する。



本時の中で、意図 的に支援を行う児 童生徒を設定する。

どのように支援を 行い、設定した資質・能力の育成を 図るのかを明確に する。

生かしたい児童生徒

「育てたい資質・ 能力」に関して、どの ようなよさを取り上 げたり、どのような ことに配慮したりす るのかを記述する。

Q3

人権教育において、「直接的指導」と間接的指導、基底 的指導は、どのように関連しているのでしょうか。

人権教育指導 の構想

直接的指導を効果的に行うためには、学校における人権教育の具体的な指導の構想として、本県で示している「三指導」について理解しておくことが大切です。

三指導とは、基底的指導、間接的指導、直接的指導を指しています。 この三指導は、それぞれが機能し、互いに補完し合うことで、より効 果的なものになります。(この関係を図解したものが、次ページの図です。)

三指導とは

【三指導】

【基底的指導】

授業を含め、教育活動全体を通じて、幼児児童生徒が相手の立場に立ってものごとを考え、行動したり、温かい思いやりに満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不合理や矛盾に気付き、これを自分たちの問題としてとらえ、協力して解決していこうとする力を育てる常時指導である。

※ 授業以外にも、休み時間や放課後の部活動等も含め、教育活動全体を通じて一人一人を大切にするなど、人権に配慮した指導を実践することが大切である。

【直接的指導】

各教科等、各教科・科目等(*)の授業において、人権一般や様々な人権問題を取り上げ、各教科等、各教科・科目等本来の目標を達成するとともに、自他の人権を尊重し、かつ人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする資質や能力を育成するなど、人権教育のねらいを達成する指導である。

※ 幼児に対しては、原則として直接的指導は行わない。

【間接的指導】

直接的指導以外の授業やすべての保育を通じ、各教科等、各教科・科目等、保育(*)本来の目標を達成する中で、「育てたい資質・能力」につながる科学的・合理的なものの見方・考え方、豊かな感性などの資質や能力を育てる指導である。

(*) 各教科等、各教科•科目等、保育

「保育」とは、幼稚園における遊びや生活を指す。また、「各教科等」とは、小学校においては、各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を、中学校においては、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を指す。「各教科・科目等」とは、高等学校等における各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動を指す。

(「平成30(2018)年度人権教育推進の手引」栃木県教育委員会)

各学校においては、上述の指導の構想に基づいて、人権教育のねらいの達成を目指して、日々の指導を行うことが大切です。

なお、人権教育の推進に当たっては、人権教育を教育計画に適切に 位置付け、教育活動全体を通じて、効果的に行われるよう点検・評価 し、改善を図りながら進めていく必要があります。

学校教育における人権教育指導の構想 (図解)

人権尊重の精神の涵養

【学校の教育活動全体】

【授業】

直接的指導

各教科等、各教科・科目等の授業において人権一般や様々な人権問題を取り上げ、各教科等、各教科・科目等本来の目標を達成するとともに、自他の人権を尊重し、かつ人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする資質や能力を育成するなど、人権教育のねらいを達成する指導である。

※直接的指導は、原則として幼児に対しては行わない。

「育てたい資質・能力」 【知性】

○人権の大切さや人権に関わる様々な問題を正し く認識できる知性

【判断力】

○偏見や差別の不当性を科学的に見極めるととも に、物事を公正・公平に判断できる力

【感受性】

○共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや 怒りを共感的に受容したり、考えたりすることが できる感受性

【技能】

○互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための 社会的な技能

【実践力】

○人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権 尊重の社会を築いていこうとする実践力

※自他の人権を尊重し、人権に関わる様々な問題を解決しようとする意欲や態度は実践力の中に含まれると考える。

間接的指導

直接的指導以外の授業やすべての保育を 通じ、各教科等、各教科・科目等、保育本来 の目標を達成する中で、「育てたい資質・能 力」につながる科学的・合理的なものの見方・ 考え方、豊かな感性などの資質や能力を育成 する指導である。

※間接的指導では、例えば以下に示すような「育てたい資質・能力につながる力(資質や能力)」の育成を目指す。

- ○個性や文化の多様性、生命の尊さや他の人を 思いやることの大切さを理解する力 など
- ○思い込みや偏見、好き嫌いなどの感情にとら われず科学的・合理的に判断する力 など
- ○相手の立場に立って、喜びや悲しみ、怒りな どを素直に受け止めることができる感受性 や、他者の心情を想像する力 など
- ○自分の思いや考えを筋道立てて話したり、話 の趣旨を正しく理解しながら聞いたりする 技能 など
- ○生活上の諸問題を主体的に解決しようとす る意欲や態度 など

基底的指導

授業を含め、教育活動全体を通じて、幼児児童生徒が相手の立場に立ってものごとを考え、行動したり、温かい思いやりに満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不合理や矛盾に気付き、これを自分たちの問題としてとらえ、協力して解決していこうとする力を育てる常時指導である。 ※休み時間や放課後の部活動等も含め、教育活動全体を通じて一人一人を大切にするなど、人権に配慮した指導を実践することが大切である。

(平成30(2018)年度「人権教育推進の手引」 栃木県教育委員会)

育てたい資質・ 能力につなが る力

直接的指導以外の授業(間接的指導)や教育活動全体(基底的指導)を通じて育成を目指す力が、「育てたい資質・能力につながる力」です。この力は、直接的指導を通じて育成する「育てたい資質・能力」の基盤となる力のことです。

【育てたい資質・能力につながる力】の例

【知性につながる力】 個性や文化の多様性、生命の尊さや他の人

を思いやることの大切さを理解する力など

【判断力につながる力】思い込みや偏見、好き嫌いなどの感情にと

らわれず科学的・合理的に判断する力など

【感受性につながる力】相手の立場に立って、喜びや悲しみ、怒り

などを素直に受け止めることができる感受 性や、他者の心情を想像する力など

白公の田ハか老うな窓道立てて託したり

【技能のつながる力】 自分の思いや考えを筋道立てて話したり、

話の趣旨を正しく理解しながら聞いたりす

る技能など

【実践力につながる力】生活上の諸問題を主体的に解決しようとす

る意欲や態度など

(平成30(2018)年度「人権教育推進の手引」栃木県教育委員会)

育てたい資質・ 能力につなが る力を身に付 けさせるため

に大切なこと

【知性につながる力】を身に付けさせるためには

児童生徒の実態を踏まえ、各教科等の学習の中で個に応じた指導や分かる 授業の工夫により、基礎的・基本的な学習内容の定着を図ることが重要とな ります。また、様々な学習活動を通して、自分の考えをまとめたり、物事を 正しく認識したりできる力を身に付けさせていくことも大切です。

【判断力につながる力】を身に付けさせるためには

各教科等の学習を通して、物事を科学的・合理的に考えられるよう工夫することが重要です。また、学校生活や日常生活での出来事において、言動の善し悪しが判断できたり、人との関わりの中で相手の立場や気持ちを理解して、よりより関わり方を考えたりするなど、物事を筋道立てて考え、公正・公平に判断する機会を設けることが大切です。

【感受性につながる力】を身に付けさせるためには

各教科等の学習などを通して、教材に取り上げられた人々の立場に立って 共感的に理解できるようにしたり、課題意識を明確にした意図的・計画的な 交流や体験活動などを展開したりすることによって、思いやりの心を育て、 感動や喜びを共有できるようにすることが大切です。

【技能のつながる力】を身に付けさせるためには

児童生徒の発達の段階や各教科等の特質に応じて、「表現力」や「コミュニケーションカ」、「違いを認め受容する技能」をバランスよく身に付けられるようにします。また、言語活動の充実を図るなどして、コミュニケーションのスキル及び表現力を養う場を設定し、意図的・計画的に指導することが大切です。

【実践力につながる力】を身に付けさせるためには

児童生徒の興味・関心を生かした学習活動を工夫し、学習意欲を高めます。 そして、具体的な活動や体験等を通して、児童生徒が互いのよさを認め合い、 自尊感情を培うことができるように指導することが大切です。

(「人権教育指導資料 人権教育推進のためのQ&A (平成29年)」)

育てたい資質・ 能力につなが る力の具体例 例えば、間接的指導では、以下のような資質・能力が「育てたい資質・能力につながる力」です。

(例)

- ○理科や算数・数学で身に付けた科学的・合理的なものの見方や考え方は、差別の不合理さを見抜く「判断力」につながる力と捉えることができます。
- ○国語などで身に付けた自分の思いや考えを筋道立てて表現する 力は、差別の不合理さを適切に表現する「技能」につながる力と 捉えることができます。

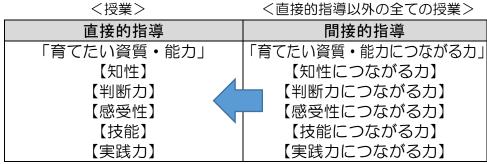
育てたい資質・ 能力等

「育てたい資質・能力等」とは、直接的指導を通じて身に付けさせる「育てたい資質・能力」と、間接的指導及び基底的指導を通じて身に付けさせる「育てたい資質・能力につながる力」を併せて総称したものです。



育てたい資質・ 能力等の関係

直接的指導と間接的指導で育成する育てたい資質・能力等の関係について、図式化して示したのが下記の図です。



「直接的指導と間接的指導を通じて育成する資質・能力等」

間接的指導は、直接的指導を通じて身に付けさせる「育てたい資質・ 能力(差別解消を図るための資質・能力)」の育成に深くかかわってい ることを、十分に認識することが大切です。

基底的指導と の関係

直接的指導、間接的指導のいずれも、基底的指導に配慮した上で、行うことが大切です。

基底的指導が学校生活の中で実践され、教育活動の中で機能するには、まずその大前提として、教職員が人権尊重の理念を十分に認識するとともに、児童生徒一人一人が認められていることを実感できるような環境づくりに努めることです。つまり、児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、人権を尊重するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが、人権が尊重された雰囲気や環境(言語環境・学習環境等)をつくることになります。

人権が尊重された雰囲気や環境で行われる授業は、直接的指導、 間接的指導のいずれにおいてもよい効果につながると考えられます。 Q4

人権教育における「直接的指導」では、どのような内容を 取り上げたらよいのでしょうか。

直接的指導で取り上げる内容

各教科等の学習において、単元及び本時の目標やねらいを踏まえつ つ、関連する「人権一般」や「様々な人権問題」を取り上げます。

「人権一般」とは、基本的人権や個人の尊重など、人権とはどのようなものかについて扱う内容を指しており、普遍的な視点からのアプローチ」が求められます。「様々な人権問題」とは、具体的な人権問題を指しており、「個別的な視点からのアプローチ」が求められます。この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられます。

人権一般とは

【人権一般】

「基本的人権について」、「基本的人権を構成する様々な権利(自由権、平等権、社会権、参政権、請求権など)」、「人権が獲得されるまでの歴史」、「新しい人権(環境権、知る権利、プライバシー権、アクセス権など)」、「個人の尊重」など、人権とはどんなものかについて扱う内容を指しています。

様々な人権問題 とは

【様々な人権問題】

個別的な人権課題には様々な問題があり、「人権教育・啓発に関する基本計画(平成 14 (2002)年閣議決定)」や「平成 30 年度人権教育・啓発白書(法務省・文部科学省)」では、様々な人権問題を取り上げています。本県の「栃木県人権施策推進計画 2016~2025(栃木県)」及び「平成 30 年度人権教育推進の手引(栃木県教育委員会)」でも、様々な人権問題について具体的に示しています。

「平成30年度人権教育推進の手引(栃木県教育委員会)」では、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者、犯罪被害者とその家族、インターネットによる人権侵害、災害に伴う人権侵害、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性的指向・性同一性障害者にかかわる人権問題、ホームレス等生活困窮者に関わる人権問題、北朝鮮当局による拉致問題等をめぐる人権問題を取り上げています。(次ページ参照)

様々な人権問題を取り上げる際の留意点

様々な人権問題を取り上げた学習を進めるに当たり、児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権問題の当事者等となっていることも予想されます。教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがあることを認識することが大切です。また、個人情報の取扱いには、十分な配慮を行う必要があります。

教職員においては、個別の人権問題に取り組む際は、まず当該分野の 関連法規等に表れた考え方を正しく理解することが大切です。また、そ の人権問題にかかわる当事者等への理解を深めることが重要です。(*)

(*)「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕(平成20(2008)年)」

様々な人権問題

以下は、「平成30年度人権教育推進の手引(栃木県教育委員会)」に示されている様々な人権問題を掲載しています。各人権問題に対する知識や理解を深め、さらには、問題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれます。

(1) 女性

日本国憲法は、法の下の平等について規定し、政治的、経済的又は 社会的関係における性差別を禁止する(第 14 条)とともに、家族関係における男女平等について明文化している(第 24 条)。しかし、現実には、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会的に根強く残っていることから、就職の際や職場における昇進の際の差別など、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受ける問題がある。また、夫・パートナー・恋人からの暴力(DV、デートDV)、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの問題もある。

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされている。子どもの人権に関わる問題には、児童虐待、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用などがある。また、学校においては、子どもたちの間のいじめ、暴力行為、不登校、教師による児童生徒への体罰などの問題がある。平成28(2016)年6月に児童福祉法の一部が改正・施行され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することが明文化された。

(3) 高齢者

我が国においては、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として社会の高齢化が急速に進み、本格的な超高齢社会を迎えている。こうした状況の中、高齢者に対しては就職に際しての差別の問題のほか、介護を要する高齢者に対する家庭や施設における身体的・心理的虐待や財産を本人に無断でその家族等が処分するなどの問題がある。

(4) 障害者

障害のあるなしにかかわらず、誰もが、家庭や地域、学校、職場などで共に日常生活を営み、共に幸福な人生を目指して暮らす社会が、あたりまえの社会であるという考え方をノーマライゼーションという。このノーマライゼーションの考え方を基本理念とした「障害者基本法」では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」を規定している。しかし、現実には就職に際して不当な扱いを受ける問題のほか、入居や入店が拒否される問題、施設における劣悪な処遇や身体的虐待などの問題がある。こうした、障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が平成 28 (2016) 年 4 月 1 日から施行された。

(5) 同和問題

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、今なお、特定の地域出身や、そこに住んでいることを理由に差別を受けるなどの問題を同和問題という。同和問題に関する国民の差別意識は、昭和 40 (1965) 年の同和対策審議会答申以降の同和教育及び啓発活動の推進等により着実に解消に向けて進んできた。しかし、結婚問題を中心に、地域により程度の差はあるものの、そのような差別意識は依然として根深く存在している。就職に際しての差別の問題や同和関係者に対する差別発言、インターネットを利用した差別情報の掲載などの問題もある。平成 28 (2016) 年 12 月に部落差別のない社会の実現を目指して、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。

(6) 外国人

諸外国との人的・物的交流が飛躍的に拡大し、我が国に在留する外国人が増えつつある。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としているものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障している。政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化、価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。しかし、現実には、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否の問題のほか、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような言動(いわゆるヘイトスピーチ)などの問題がある。こうした問題に対し、平成28(2016)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。

(7) HIV感 染者・ハンセ ン病患者及 び元患者

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。日常生活や職場・医療現場における差別問題のほか、マスメディアの報道によるプライバシーの侵害などの問題がある。HIV 感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、ウイルスによって身体の免疫機能を侵される病気のことをエイズという。また、ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、仮に発病した場合であっても、現在は治療方法が確立している。

(8)犯罪被害者 とその家族

犯罪加害者の人権に比べて「忘れられた存在」ともいわれてきたのが、犯罪被害者とその家族の人権問題である。犯罪の被害者やその家族は、事件によって命を奪われる、身体を傷つけられるといった直接的な被害を受けるだけではない。捜査活動や裁判に伴う精神的・経済的負担にさらされるほか、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、事件に遭ったことによる精神的ショック、あるいは心ない人々による風評被害、マスメディアの興味本位の報道によるプライバシーの侵害など二次的な被害の問題がある。

(9) インター ネットによ る人権侵害

インターネットや電子メールが急速に普及し、私たちの生活は非常に便利で効率的なものへと変化した。最近では、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の利用者も増加し、情報発信・受信手段が多様化している。その反面、気軽で自由に情報発信できるその特性の悪用により、誰かを傷つけたり、トラブルに巻き込まれたりするケースが多発しており、深刻な問題となっている。例えば、本人の前では口にできないような誹謗中傷を掲示板に投稿したり、個人のプライバシーに関わる情報を掲載したりするなどの問題がある。

(10) 災害に伴 う人権侵害

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらし、現在も多くの人々が避難生活を余儀なくされている。この事故では、被災された人々に対する偏見や差別、風評による心ない嫌がらせ等の問題が発生した。

また、本県においても平成27(2015)年の台風18号による大雨に伴い、県内15市町の6万を超える世帯に避難勧告が出され、多くの人々が避難所生活を送った。災害発生時の避難所においては、プライバシーの確保の問題をはじめ、高齢者や障害者等、普段から特別な援助や配慮を必要とする人々がより一層厳しい状況に置かれるという問題がある。

(11) アイヌの 人々

北海道を中心に、昔から日本に住んでいたアイヌの人々は、独自の豊かな文化や伝統を築き上げてきた。しかし、明治維新以降、土地を奪われたり、アイヌ語の使用が禁じられたりするなどの同化政策が行われ、その結果、民族としての誇りを奪われることになった。その後、アイヌ民族の正当な地位を築こうという気運が高まり、平成9(1997)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が施行され、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るための施策が推進されている。しかし、結婚や就職に際しての差別の問題のほか、差別発言などの問題がある。

(12) 刑を終え て出所した人

刑を終えて出所した人が真に更正し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更正意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせない。しかし、刑を終えて出所した人は、本人に更正の意欲があっても、周囲の人々からの偏見や差別意識によって、現実的に社会復帰の機会が与えられない場合がある。また、就職に際しての差別の問題のほか、悪意のある噂の流布などの問題もある。

(13) 性的指 向・性同一性 障害者(LG BT(*))に かかわる人 権問題

性的指向とは、恋愛の対象が異性、同性、両性のどこに向かうかをいう。これは、人によって様々であり、異性を愛する人だけでなく、同性や両性を愛する人もいる。また、「体の性」と「心の性」とが一致しない性同一性障害のある人もいる。平成 16(2004)年から「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者のうち一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになったが、性の多様性への理解の不足から心ない好奇の目で見られたり、偏見や差別を受けたりするなどの問題がある。

(14) ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

過去の厳しい雇用情勢など様々な理由から、自立の意思がありながら、やむを得ない事情で公園、道路、駅舎などでの生活を余儀なくされている人々がいる。平成 14 (2002) 年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)が施行されたが、これらの人々は、偏見や差別の対象になり、嫌がらせや暴行を受けるなどの問題がある。また、生活困窮者は病気で働けない、負債を抱えているなど複合的な課題を抱えているケースもあり、社会とのつながりが薄れ、自ら行政サービス等にアクセスできないなどの問題がある。

(15) 北朝鮮当 局による拉 致問題

1970年代~80年代にかけて北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)によって日本人が拉致された問題である。政府は、これまでに 17名を拉致被害者として認定している。北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18 (2006)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行された。

(*) LGBT とは、女性の同性愛者を表す Lesbian、男性の同性愛者を表す Gay、両性愛者を表 Bisexual、「体の性」と「心の性」の不一致等を意味する Transgender の頭文字をとった言葉である。

(「平成30年度人権教育推進の手引」(栃木県教育委員会)から)

<参考資料>

「平成30年度人権教育推進の手引」(栃木県教育委員会)

「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14(2002)年3月) 閣議決定

「人権について考える」(平成 28 (2016) 年 10月) 栃木県

「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)」(平成28年3月)栃木県

Q5

人権教育における「直接的指導」を、どのようにして計画的に行うのでしょうか。

年間指導計画

人権教育全体計画の構想を、日々の教育活動でどのように具現化するかを、全教職員の共通理解のもと、計画的、組織的に指導できるように年間の指導計画を示したものが「年間指導計画」です。

学習内容や単元の配列、実施時期、各教科等との関連を明確にし、「いつ」、「どのように」、「どんな内容を」指導していくのかを、月別や学年別の一覧表にすると、取組の全体像が把握でき、分かりやすくなります。

人権教育に深く関わる学校行事や様々な体験活動、各教科等との関連も意識できる、明確な年間指導計画の作成が望まれます。

年間計画作成 の手順

【年間指導計画を作成するときの手順(例)】

【①重点化を図った項目や人権問題などの決定】

実践課題や児童生徒の実態を基に、重点化を図った項目(育てたい資質・能力)や人権問題などを設定します。

(例)育てたい資質・能力→【感受性】、人権問題→【同和問題】

【②直接的指導の学習の洗い出し】

「人権一般」や「様々な人権問題」に関する学習内容を含む単元等を、各教科・領域等から洗い出します。

【③間接的指導の学習などの洗い出し】

重点化を図った内容に強く関わる学習内容や、関連する学校行事などを洗い出します。

【4一覧表の作成】

各教科、領域等の重点化を図りながら、教職員の研修や保護者、地域に関する内容、学校行事なども一覧表にまとめます。

<留意点(*)>

- 道徳の時間では、自己を見つめ、道徳的価値の自覚を深め、主体的に道徳的実践力を身に 着けていくことができるよう、その内容項目として、「生命尊重」、「公正・公平」等、人間尊 重の精神とかかわりの深い内容を設定する。
- 特別活動では、望ましい集団活動を通して、よりよい生活を築こうとする自主的・実践的 な態度を育てる。そのため、学級活動では、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成に重点を置く。また、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事においても、学校生活の充実と発展に寄与する体験的な活動を設定する。
- 総合的な学習の時間では、そのねらいを踏まえ、横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、人権教育との関連から学習活動を設定する。
- (*)「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」(平成20年)から引用)

よりよい年間 指導計画にす るために 各種教育計画は、作っただけでは「労多くして、功少なし」です。大切なのは、PDCAマネジメントサイクルを回していくことです。PDCAサイクルの確立により、計画はより各学校の実態に応じた使いやすいものへと改善されていきます。そして、人権教育が教育活動全体の中で計画的・組織的行われていくことになります。

直接的指導の 学習の洗い出 しの例

【②直接的指導の学習の洗い出し】の例 (A小学校第6学年)

(科等	
(作寺	単元・題材・題目等
注会	「わたしたちのくらしと憲法」 ・日本国憲法・基本的人権・アイヌの人々
道徳	「世界の中の日本」 ・世界がもし100人の村だったら
道徳	「本当の友情とは」 ・いじめられて
総合	「共に生きる」
社会	「江戸時代の身分制と人々のくらし」 ・身分制 「蘭学のはじまり」 ・解体新書 「明治の新しい国づくり」 ・解放令 「国力の充実をめざす日本と国際社会」 ・全国水平社
社会 道徳	「わたしたちの願いと政治のはたらき」 「差別を許さない」 ・奴隷解放の父リンカーン 「国を越えた文化交流」 ・ホワイトハウスにできた柔道場
本育 学活	「病気の予防」 「エイズについて考えよう」
	土

【②直接的指導の学習の洗い出し】の例 (B中学校第3学年)

		<u> </u>
人権一般 様々な人権問題	教科等	単元・題材・題目等
人権一般	社会	「人権と日本国憲法」
		・人権の歴史
		「人権と共生社会」
		• 基本的人権
女性	社会	「高まるデモクラシーの意識」
		・平塚らいてう
		• 全国水平社
		「人権と共生社会」
		男女雇用機会均等法
子ども	社会	「人権と共生社会」
		・子どもの人権
	道徳	「いじめ」
		・卒業文集の最後の二行
障害者	社会	「人権と共生社会」
		・障害者基本法
同和問題	社会	「高まるデモクラシーの意識」
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,	・全国水平社
		「人権と共生社会」
		・部落差別
H I V感染者・ハンセ	保健体育	・性感染症とその予防
ン病患者及び元患者		
	!	`\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\

次ページに、小学校第6学年、及び中学校第3学年の指導計画月別一 覧表の例を示しましたので、参考にしてください。

	月	4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	国語	▲カレーライス (威)		▲森へ (感)			▲やまなし (感)				▲海のいのち (感)	
各	社会	(/ER)			◎江戸時代の身分制と人々のくらし「身分制度」【同】(知・判)	◎蘭学のはじまり 「解体新書」 【同】(知・判)	◎明治の新しい国づくり「解放令」 【同】(知・感)	◎国力の充実をめずす日本と国際社会 「水平社運動」 【人】(知・感)		◎わたしたちのくらしと憲法「日本国憲法・基本的人権・アイヌの人々」【人】(知・実)	◎わたしたちの願	
	算数											
教	理科											
	音楽							▲ふるさと(感)				
	図工				▲わたしたちの大 切な風景(感)							
科	家庭										▲共に生きる生活 (感)	
	体育			◎病気の予防 【H】(知・実)								
	外国語	▲アルファベット クイズをつくろ う (感)	,		▲できることを紹 介しよう(感)							
	特別の教科 道徳				▲あなたの立場と わたしの気持ち 「お別れ会」 (感)	▲正直な心 「心のししゅう」 (感)		◎本当の友情とは 「いじめられて」 【子】(知)		◎差別を許さない 「奴隷解放の父 リンカーン」 【人】(知・感)	◎国を越えた文化 交流「ホワイト ハウスにできた 柔道場」 【外】(知・感)	◎世界の中の日本 「世界がもし100 人の村だったら」 【人】(知・感)
	総合的な学習)時間	4			◎共に生きる 【高・障・外】 (感・実)							
	学級活動				(W. ×)		◎お互いの立場を 尊重して 【性】(感・実)					
特別活動	児童会活動 (交流活動)	b)							▲人権集会・ 人権標語作り 【子・人】 (知・判・感・技・実) ~人権週間~			▲ 6 年生を送る会 (技・感)
	クラブ活動	ь							71,23.0			
	学校行事	▲1年生を迎える 会(技・感)		▲人権の花贈呈式 (感・実)								▲6年生を送る会 卒業式、修了式(感)
その他	児童指導 (月別目標)	友達と仲良くしよう	約束を守ろう	衛生的で健康な生 活をしよう	身の回りをきちん としよう	みんなで協力しよう	ものを大切にしよう	友達のよいところ を認め合おう	健康な心と体をつ くろう	楽しく食事をしよう	礼儀正しくしよう	感謝の心で生活しよう
研修	教職員研修	Ş.	現職教育① 今年度の人権教育 の推進について	人権作文の準備		現職教育② 参加体験型の人権 学習について	į			現職教育③ 年間指導計画の作 成と見直し		
啓発	保護者・地域に関する内容	型 授業参観 5 学年懇談	家庭訪問	授業参観 学年懇談 人権だより	人権に関する作文 募集	運動会			人権教育だより		授業参観学年懇談	

❷直接的指導 【女】女性 【子】子とも 【筒】筒師有 【障】障舌有 【向】向和问题 【外】外国人 【口】口!V芯呆有等 【犯】犯非被告有等 【》 【刑】刑を終えて出所した人 【性】性的指向・性同一性障害者 【ホ】ホームレス等 【拉】北朝鮮当局による拉致問題 【人】人権一般 「育てたい資質・能力等」 (知)…知性 (判)…判断力 (感)…感受性 (技)…技能 (実)…実践力

	月	4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	国語	▲生命は (感)	▲百科事典少女 (感)						▲故郷 (感)			
各	社会	◎高まるデモクラシーの意識「平塚らいてう」「水平社運動」【女】【同】(知・感・判)			◎人権と日本国憲 法 「人権の歴史」 【人】 (知・感)	◎人権と共生社会 「基本的人権」 「子どもの人権」 「部落差別」 「アイヌ文化振興 法」 【人】【子】【同】【ア】 (知・判・感)	◎人権と共生社会 「男女雇用機会均 等法」 「障害者基本法」 【女】【障】 (知・判・感)	◎これからの人権 保障 「プライバシーの 権利」 【イ】 (知・判・感)	▲現代の民主政治 と社会 (知・判・感)	▲私たちの暮らし と経済 (知・判・感・実)	◎地球社会と私たち「原発事故」「拉致問題」【災】(知・判・感・実)【拉】(知・感)	
教	数学					13 127						
	理科											
	音楽			▲帰れソレントへ (感)								
科	美術					▲ゲルニカは語る (感)						
117	保健体育									◎性感染症とその の予防 【H】(知・実)		
	技術·家庭		▲幼児とのふれあ い学習 (感)									
	外国語	▲自己紹介 (感)										
:	特別の教科 道徳		▲強い意志 「やさしいうそ」 (感・技)		▲生命の尊さ 「ドナーカード」 (感・技)			◎いじめ 「卒業文集の最後 の二行」 【子】(感・知)				▲かけがえのない 命「キミばあちゃ んの椿」 (感)
総の	総合的な学習)時間				◎地域とともに 【高・障】 (感・実)							
	学級活動			◎情報モラルについて考えよう【イ】(知・判・実)						▲性感染症について考えよう(知・判・実)		
特別活動	生徒会活動								▲人権集会・人権 標語作り【子・人】 (知・判・感・技・実) 〜人権週間〜			▲ 3 年生を送る会 (技・感)
		▲新入生オリエン テーション (技・感)		▲人権集会 (感・実)			▲文化祭 (感・実)					▲卒業式 修了式 (感)
その他	生徒指導 (月別目標)	望ましい生活習慣を身に付けよう	責任のある生活を しよう	衛生面に気を配ろう	決まりを守って生 活しよう	自分のよさを伸ばそう	明るい挨拶をしよう	役割を自覚し生活 しよう	を大切にしよう	目標を持って生活しよう	しよう	よりよい未来への 希望を持とう
研修	教職員研修		職員会議 今年度の人権教育 の推進について	人権作文の準備					現職教育 参加体験型の人権 学習について	年間指導計画の作成と見直し		
啓発	保護者・地 域に関する 内容	授業参観 学年保護者会	家庭訪問 体育祭	授業参観 学年保護者会 人権だより	人権に関する作文 募集				人権教育だより		授業参観 学年保護者会	

Q6

人権教育における「直接的指導」では、どのようなことに 留意して学習指導案を作成したらよいでしょうか。

(*) 人権教育推進のためのQ&A (平成 29年)を一部変更して再掲

学習指導案の作成

授業の中で人権教育を機能させるためには、「人権教育との関連」、「人権教育の視点」、「生かしたい児童生徒」、「人権教育上の配慮」を明確にし、学習指導案に位置付けることが必要です。人権教育が学校の教育活動全体を通じて行われることを踏まえ、全ての学習指導案に「育てたい資質・能力等」を位置付けるのが望ましいといえます。

学習指導案の作成に当たっては、児童生徒の発達の段階や地域の 実態、各教科等の特質に応じて、適切に人権教育が位置付けられるように検討し、自校が設定した「育てたい資質・能力」が身に付くよう 積極的に指導していくことが大切です。その際、各教科等の目標と人 権教育で育てたい資質・能力との関連に十分配慮します。

また、学習指導案に位置付ける「人権教育との関連」、「人権教育の 視点」、「生かしたい児童生徒」、「人権教育上の配慮」は、一貫性があ るように設定します。

※ なお、単元レベルで設定する「人権教育との関連」については、 道徳科や特別活動では、設定する必要はありません。

学習指導案の形式

学習指導案の形式に決まったものはありませんが、一般的には次のような形式が考えられます。

【例】

○○科 学習指導案

- 1 単元名(又は、題材名)
- 2 単元の目標(又は、題材の目標)
- 3 単元設定の理由(又は、単元観、題材観、教材観、指導観、 指導方針等)
- 4 児童生徒の実態
- 5 人権教育との関連 🛑
- 6 指導計画と評価計画
- 7 本時の指導
- (1)題目(題材名、教材名)
- (2) 本時の月標
- (3) 人権教育の視点 🖛
- (4) 生かしたい児童生徒 ←
- (5)展開(◎<mark>人権教育上の配慮</mark>)<

(以下 略)

単元で「育てたい資質・能力」と本時で「育てたい資質・能力」と力したので、一貫性を持たせる。

(例)

「知性」と「感受性」 で一貫する。(*)

(*) 人権教育との関連(単元レベル)で「知性」、「感受性」、人権教育の視点(本時レベル)で「感受性」ということもあります。

人権教育との関連 (単元(題材)と の指導における 関連)

単元(題材)の目標、学習内容等と人権教育で「育てたい資質・能力」との関わりについて述べます。

直接的指導を含む単元では、「育てたい資質・能力」との関わりを優先的に記載します。また、直接的指導を含まない(間接的指導のみの)単元では、「育てたい資質・能力につながる力」との関わりについて記載します。

人権教育の視点 (本時の指導にお ける視点) 本時のねらいや学習内容、指導方法(学習形態など)が、「育てたい資質・能力」とどのように関連しているかを述べます。

そして、ここで述べられた内容は、展開において「人権教育上の配 慮」として具体的に押さえられ、生かされていくことになります。

なお、一単位時間の中で、「知性」、「判断力」、「感受性」、「技能」、「実践力」を全て位置付ける必要はありません。例えば、中学校第3学年の社会科で「基本的人権」を取り上げる直接的指導を行う場合でも、「育てたい資質・能力」として、「知性」及び「感受性」の育成に焦点を当てて実施するケースや、「判断力」の育成に絞って展開するケースなどが考えられます。

人権教育上の配慮 (展開における配 慮) 「人権教育の視点」を受けて、「育てたい資質・能力」を身に付けるための支援や配慮事項を、学習内容や、指導方法との関わりから、「人権教育上の配慮」として、本時の指導の展開の中に具体的に記述します。

記述する事項として、次のようなものが考えられます。

(1) 学習内容との関わりから【記述例】

①社会科における直接的指導

- 水平社運動が起こった理由については、「解放令」が出された後も差別が続いたという歴史的事実を押さえる。(知性)
- 差別に対する同情ではなく、解放令以後も残された差別に対する人々の怒りや悲しみ、差別のない社会を目指して立ち向かっていった人々の勇気に着目し、吹き出しに書かせることでその気持ちを共感的に感じられるようにする。

(感受性)

②特別の教科 道徳における直接的指導

• 役割演技を取り入れることで、不当な差別を受けたキング 牧師の気持ちに共感させる。(感受性)

③総合的な学習の時間おける直接的指導

- 日常生活における障害者の立場を考えさせる。(知性)
- 誰もが暮らしやすい社会について、ユニバーサルデザイン の視点から自分にできることは何かを考えさせる。(実践力)

()の中に育てたい資質・能力を示します。

(2) 指導方法との関わりから【記述例】

①個人差に応じたワークシートの活用

学習を進める上で個人差があることを考慮して、難易度の違う2種類のワークシートを用意し、誰もが自分なりの意見や考えをもてるようにする。なお、難易度の低いワークシートを選んだ児童生徒が劣等感を抱かないように、ワークシートについて説明する際に配慮する。

②作業の遅れがちな児童生徒への支援

励ましの声を掛けながら机間指導をし、作業が遅れがちな児 童生徒に手順などを助言する。

③グループ学習

グループで記録の確認をさせ、ノートにまとめられない友達に対し、温かく手助けができるように助言する。

4発表の聞き方

発表によく耳を傾けさせ、友達の良さや素晴らしさを心から 賞賛できるよう助言する。

基底的指導に関わる配慮事項についても記入します。

生かしたい児童生徒

一人一人の児童生徒が、より生き生きと活動に取り組むためには、 教師が児童生徒の学習状況を的確に把握し、必要な支援を行うこと が求められます。そのためには、本時の授業の中で「生かしたい児童 生徒」を設定し、授業で意図的に支援を行うことが挙げられます。

具体的には、「育てたい資質・能力」を育成することに関して、本時の中で配慮したり、良さを取り上げたりする児童生徒を設定します。配慮したい児童生徒への支援だけでなく、良さを伸ばしたり、学級全体に生かしたりする指導や支援の内容、生かす場などを記述します。

なお、生かしたい児童生徒は、固定化されるべきものではなく、 授業によって変わるという意識をもつことが必要です。設定する児 童生徒の人数は、一人のみというわけではなく、場合によっては二 人になることも考えられます。

また、生かしたい児童生徒に対して、どのような場で、どのようなことに配慮したり、どのような良さを取り上げたりするのかを指導案の展開の中に具体的に記述しておくとよいでしょう。

(1) 配慮をすることでその子の良さを引き出す【記述例】

小学校社会科 第6学年 同和問題

題材名 水平社運動

本時の目標

水平社運動について調べることにより、全国水平社創立の目的や経過について理解するとともに、差別の不当性に対して立ち上がった人々の行動について考えることができる。

人権教育の視点

- 全国水平社が創立されるまでの経緯について、正しく理解することができる。(知性)
- 差別を受けてきた人々の願いや気持ちを考え、差別解消に立ち向かう山田少年の考えや決意に共感することができる。 (感受性)

生かしたい児童

A: 学習面では、大変積極的で理解力がある。生活面では、 リーダー的な存在であるが、やや自己中心的な行動が見 られることもある。本時では、差別をされてきた人々の 思いや願いに共感することを通して、相手の立場や互 いの考えを認め合えるようにしたい。また、自分の意見 だけでなく友達の発表にも耳を傾け、互いに認め合える 態度を育てたい。

(2) その生徒の良さを学級全体に生かす【記述例】

中学校総合的な学習の時間 第1学年 障害者

題材名 誰もが暮らしやすいまちとは 本時の目標

ユニバーサルデザインの工夫について考えることを通して、 障害のある人々に対する生活の中での配慮を知るとともに、自 分にもできることを考え、実践意欲をもつことができる。

人権教育の視点

- 日常生活における障害者の立場を理解することができる。 (知性)
- 誰もが暮らしやすい社会について、ユニバーサルデザイン の視点から自分にできることは何かを考えようとする。 (実践力)

生かしたい生徒

A: 何事にも意欲的に取り組んでおり、発言・発表も多い。 特別支援学級や特別支援学校の生徒との交流学習の際 は、相手の立場に立ちながら積極的に交流することがで きる。本生徒のさりげない関わり方や意見を生かすこと により、学級全体の深い学びに生かしていきたい。

【学習指導案の位置付け例】 一直接的指導一

中学校第2学年 社会科学習指導案

- 小単元名 第一次世界大戦と日本
- 小単元の目標(略)
- 小単元設定の理由(略)
- 生徒の実態(略)

直接的指導においては、小単元の目標や学習内容等と各学校で 設定する「育てたい資質・能力」との関連について記述します。

5 人権教育との関連

本小単元では、第一次世界大戦後に起こった様々な社会運動について取り上げる。 それぞれの社会運動の背景にある差別の実態を正しく認識し(知性)、自分たちの生活や権利の 向上を目指し、勇気をもって立ち上がった人々の生き方や思いを考えさせたい。(感受性)

- 6 指導計画と評価計画(略)
- 7 本時の指導 (5/6)
 - (1) 題目 解放を求めて
 - (2) 本時の目標

全国水平社を創立した人々の思いを考えることを通して、創立に至った背景や目的につい て考察することができる。(社会的な思考・判断・表現)

> 直接的指導では、本時において扱う内容や指導方法を踏まえ、各学校 で設定する「育てたい資質・能力」をより具体的に記入します。

(3) 人権教育の視点

- ・解放令から全国水平社創立までの背景を知ることができる。(知性)
- 差別解消に向けて立ち上がった人々の思いを考えることができる。(感受性)

「実践力」を設定する場合は、主に意欲や態度の育成になるため、「~しようとする。」 などと記述します。

> 本時の中で生かしたい児童生徒を設定し、授業において意図的に 支援を行います。配慮したい児童生徒への支援だけでなく、良さを 伸ばしたり、学級全体に生かしたりする指導や支援の内容、生かす

(4) **生かしたい生徒 と** 場などを記述します。

- A:歴史への関心が高く、江戸時代の厳しい身分による差別に関する学習では、差別を受け る人々の心情に寄り添い、制度や差別意識に対する憤りをノートにまとめていた。資料か ら分かることを共有する場面において意図的に指名することで、他の生徒が水平社運動の 背景について考えを深めるための一助としたい。
- B:道徳の授業では、差別を受ける主人公の心情に共感し、自分を振り返りながらそのつ らさについて考えることができた。意見を発表することが苦手なため、机間指導において、 よさを認めてから発言を取り上げ、その考え方を全体で共有できるようにしたい。

・ │人権教育との関連 ││ 人権教育の視点 ││ 生かしたい生徒 ││ ◎人権教育上の配慮 が、差別の背景(知性)、心情や思い(感受性)で一貫して記述されています。

◎人権教育上の配慮

1	_	١	屉	88
(:)	展	ᄪ
`	_	,	111	ノノリコ

学 習 活 動	時間	教 師 の 支 援 と 評 価	資料•準備
1 本時の学習課題を確認する。 全国水平社の創立に関わった人々は、どのよう	3	 前時の学習を想起させ、デモクラシーの風潮が様々な社会運動に発展していたことを確認する。 社会運動の高まりの中で、差別されていた人々の間にも運動が起こったことを確認する。 	
に運動を進めていったのだろう。		○ 本時の流れを示し、見通しをもたせる。 基底的指導に関わる配慮事項	ホワイトボード
2 課題について、自分の 経験や既習事項を基に理 由を挙げて予想を立てる。		なぜ、全国水平社が創立されたのかに注目させる。また、水平社宣言を読み、差別されてきた人々の間に変化が起こりつつあることを予想できるようにする。水平社宣言をやさしく書き直した資料も用意し、	
3 解放令以後も残された 差別の実態を資料から読 み取る。 「人権教育の視点」で設定		理解ができるようにする。	X
た「育てたい資質・能力」を に付けるための支援や配慮事 を、具体的に記述します。 () の中に育てたい資質・ 力を示します。	身項	かせる。 © 明治政府が差別解消のために対策を行わなかったため、差別が残ってしまっている様子を資料から読み取らせる。(知性)	
4 差別を受けていた人々は、差別に対しどのような行動をとったのかを調べ、その時の人々の思い		する。	資料プリント ワークシート ホワイトボード
について話し合う。 (個人→グループ→全体) 		• 資料から読み取れる事実を根拠に、全国水平社の創立に関わった人々の思いを考え、グループごとにホワイトボードにまとめるよう指示する。	
基底的指導に関わる配慮	事項	で 互いの意見を尊重した話合いができるよう机間 指導を通して支援する。	
「育てたい資質・能力」を身付けるための支援や配慮事項		◎ 差別に対する同情ではなく、解放令以降も残された差別に対する人々の怒りや悲しみ、差別のない社会を目指して立ち向かっていった人々の思いを考えさせることで、その勇気に着目させ、共感できるようにする。(感受性)	ワークシート
		【思・判・表】全国水平社を創立した人々の思いを考えるとともに、この運動が起きた社会的背景などを多面的・多角的に考察し、自分の考えをまとめている。(観察・発表・ワークシート)	
5 本時の学習課題について振り返る。	10	 本時の課題について、学んだことをまとめさせる。その際、全国水平社の創立に関わった人々の思いなどについての共感的理解を大切にしながら、まとめさせる。 「水平社宣言」は、日本で最初の人権宣言と言われ、民主的な内容をもつ優れたものであることを補説する。 	

Q7

人権教育における「直接的指導」では、どのような実践例が あるのでしょうか。

直接的指導の 実践について の経緯

県教育委員会においては、平成13(2001)年に、「栃木県人権教育 基本方針」を決定し、これまで取り組んできた同和問題は、重要な人権 問題の一つとして位置付けられました。平成14年(2002)年度から は、同和教育を発展的に再構築し、人権教育として推進することとなり ました。同和問題を取り上げた学習は、社会科等を中心に多くの実践例 がありますが、他の人権問題とともに、さらに工夫しながら効果的に指 導することとなりました。

現在は、各学校の教育活動全体を通して人権教育の推進が図られてお り、各教科等の特質や児童生徒の実態に応じて、適切に実践していくこ とが望まれています。特に、人権一般及び様々な人権問題を直接扱う場 面での指導の充実を図れるよう、各教科等の特質に応じた教材開発や取 組が期待されています。

取り上げた略案

※ 以下の4事例(略案)を掲載しました。

1 人権課題 : 同和問題

教科•学年:社会科 小学校第6学年

題材名 : 全国水平社

2 人権課題 : 人権一般

教科・学年:特別の教科道徳 小学校第6年

主題名 : 差別を許さない

教材名 :リンカン

3 人権課題 : インターネットによる人権侵害 教科・学年:特別の教科道徳 中学校第1学年

主題名 : 公正に考えるとは

教材名 : うわさで決めるの?

4 人権課題 : 性的指向・性同一性障害者に関わる人権問題

教科•学年:学級活動(2) 中学校第3学年 題材名 : 性の多様性について考えよう

資料集

- 人権教育指導 | ※ これまでに発行してきた「人権教育指導資料集」の中に、「人権ー 般」及び「様々な人権問題」についての資料を掲載しているものがあ りますので、参考にしてください。
 - 「様々な人権問題に関する指導資料集」(平成23(2011)年3月)

同和問題【社会】(略案) <小学校第6学年>

- (1) 題材名 水平社運動
- (2) 本時の目標

水平社運動について調べることにより、全国水平社創立の目的や運動の経緯について理解するとともに、そこに込められた人々の思いや願いを考えることができる。

- (3) 人権教育の視点
 - 全国水平社が創立されるまでの経緯や差別の不当性について、理解することができる。(知性)
 - 自分たちの生活や権利の向上を目指し、団結して差別解消のために立ち上がった人々の思いや願いを考え、強くたくましい姿に共感することができる。(感受性)
- (4) 生かしたい児童 省略
- (5) 展開

◎人権教育上の配慮

学習活動	指導上の留意点	準備
1 本時の学習課題を確認する。水平社運動とは、どのような運動なのだろう。	・ 既習事項である江戸時代の身分差別について復習しながら、本時の学習課題を把握させる。・ 既習事項である民主主義を求める運動が国内で広がっていったことについておおまかに押さえ、本時は、水平社運動について調べ考えることを把握させる。	掲示資料資料
2 水平社運動は、どうして 起こったのかについて調 べる。	 全国水平社の創立について、資料をもとに調べ、ワークシートに整理できるようにする。 「解放令」が出された後も、差別が続いていたという歴史的事実を押さえられるようにする。(知性) 水平社運動が、全国的に広がっていったことについても考えられるようにする。 	ワークシート資料
3 水平社運動がどのようなものであったのかについて調べ、話し合う。 (1)全国水平社創立の映像教材を視聴するとともに、山田少年の演説内容を聞く。	と演説を聴いている人々の思いや気持ちなどを書かせることで、双方の気持ちを考えられるようにする。 ② 全国水平社の創立に携わった人々の気持ちや、山田少	• ICT 機器 • 映像教材
_, _ ,		
4 本時のまとめをする。	本時の学習課題である「水平社運動とは、どのような 運動なのだろう」について、まとめられるようにする。	・ワークシート

人権一般 【特別の教科 道徳】 (略案) <小学校第6学年>

- (1) 主題名 差別を許さない【C-13 公正、公平、社会正義】
- (2) 教材名 どれい解放の父 リンカン
- (3) 本時の目標

誰に対しても分け隔てなく公正、公平に接し続けようとする心情を養う。

- (4) 人権教育の視点
 - 当時のアメリカの社会背景についての説明を聞き、黒人奴隷が差別され不正に働かされていた事実を 理解する。(知性)
 - 黒人奴隷として不正に働かされていた人々の悲しみや怒りを共感的に受容したり、考えたりすることができる。(感受性)
- (5) 生かしたい児童 省略
- (6)展開

◎人権教育上の配慮

	97	VIEW DENSE
学習活動	指導上の留意点	準備
1 「みんな同じかけがえの ない一人の人間」とはどう いうことだと思うかについ て考える。	 「みんな同じかけがえのない一人の人間」の写真をスライドで示すとともに、本時の授業で考えていきたい価値について話し合い、ねらいとする価値への意識をもたせる。 	「私たちの道徳」 小学校第5・第 6学年 P132 の写真
2 教材を読んで考える。(1)差別や不当な扱いを受けていた人たちの思いを考え話し合う。	○ 当時のアメリカ社会の様子を簡潔に説明し、奴隷として不当な扱いを受けていた人たちの事実を理解できるようにする。(知性)・ 人権が保障されている現在の社会と比較し考えさせる。○ 差別や不当な扱いを受けていた人たちの思いを考えることを通して、悲しみや怒りを共感的に理解させる。(感受性)	奴隷貿易のイ ラスト、当時の 歴史的事実に 関する補足資 料等
(2) リンカンは、どのよう な思いで奴隷解放宣言を 行ったのかについて考え 話し合う。	 長年にわたり南北を統一するために力を尽くしてきた リンカンの強い思いを考えさせる。 ペアやグループで話し合い、別途資料も活用しながら、 多面的・多角的に考えさせる。 	ワークシート別途資料
3 この教材から学んだこと を基に、これまでの自分を 振り返り、これからの思い や課題を考える。	道徳的価値について、自分との関わりで捉えさせる。今まで誰に対しても公正・公平に接していたかを思い起こし、自分をみつめ直すことができるようにする。	・ワークシート
4 教師の説話を聞く。	本時のねらいとする道徳的価値について、考えを深められるような説話をするとともに、黒人奴隷たちが築き上げた文化の素晴らしさにも触れ、明るい展望をもたせる。	

インターネットによる人権侵害【特別の教科 道徳】(略案) <中学校第1学年>

- (1) 主題名 公正に考えるとは【C-11 公正、公平、社会正義】
- (2) 教材名 うわさで決めるの?
- (3) 本時の目標

誰に対しても分け隔てなく公正、公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めていこうとする心情と判断力を養う。

- (4) 人権教育の視点
 - 携帯電話 スマートフォンを利用して行われる誹謗中傷は、相手の心を深く傷付けることに気付くことができる。 (感受性)
 - 差別を解消し、よりよい人間関係を築くために、自分にできることを考えることができる。 (判断力)

指導上の留意点

◎人権教育上の配慮

準備

- (5) 生かしたい生徒 省略
- (6) 展開

4 教師の説話を聞く

学習活動

于自/D到	16会工心田必然		平佣	
1 携帯電話・スマートフォンの問題について確認する。	事前アンケートや、資料「ネット上のいじめ」等を活用し、自分の経験やこれまで学習してきたことを結び付つけて考えられるようにする。本時の授業でねらいとする価値への方向付けを行い、		事前アンケート 資料(私たちの 道徳 中学校)	
2 教材を読んで、主人公の気持ちを考える。	生徒に意識を持たせる。	•	補足資料	
(1)SNSを使って楽しん でいる友達を見て、主人 公の「私」 はどんな気持 ちなのかを考える。	• SNSを使って、誹謗中傷をしている側の生徒の気持ちを想像させる。軽い気持ちで行っていることが、相手の心を傷付けていることを確認する。		読み物資料 掲示資料	
(2) SNSを通して、誹謗中傷を受けている友達と接しているときの、主人公の「私」 はどんな気持ちなのかを考える。				
(3) 主人公の「私」は、友達グループの SNS にどのような返信をしたのか、理由も考えて話し合う。	, 1137 5 = 21.31 7 2 = 37.33 = 31.32 = 31.32	•	ワークシート ホワイトボード	
3 この教材から学んだことをもとに、これまでの自分を振り返る。			ワークシート	

られるような説話をする。

日常生活に関連付けて考えられるように助言する。

• 本時のねらいとする道徳的価値について、考えを深め

性的指向・性同一性障害者に関わる人権問題【学級活動(2)】 <中学校第3学年>

- (1) 題材名 性の多様性について考えよう
- (2) 本時の目標

多様な性の在り方が個性として認識され、誰もが自分らしく暮らせる社会にするために、必要なことは何かを考える。

- (3)人権教育の視点
 - 人間の性は多様であることや、性的マイノリティの存在や差別の実態について正しく認識することができる。(知性)
 - 人間の性は多様であることを受容するとともに、誰もが自分らしさを大切にして過ごせる ようにするためには、どのようなことが必要かを話し合い、表現することができる。(技能)
- (4) 生かしたい生徒 省略

(5)展開

◎人権教育上の配慮

学習活動	指導上の留意点	準備
1 学習課題を把握する。 誰もが自分らしく生きられる社会にするためには、 どのようなことが必要なのかを考えよう。	これまでの学習してきた性に関することについて復習して想起させる。資料の提示などによって性的マイノリティの人権問題を、身近な問題として捉えることができるようにする。	・性的マイノリティの 存在を示す資料 ・被差別経験の実 態を表す資料
2 性を構成する要素や多様性を知るとともに、問題の原因について考え、話し合う。(1)ワークシートでの作業を通して考える。(2)当事者の声が書かれた資料を通して考える。	 ◎ 性は二分できるものでなく、多様であることに気付くことができる。	・ワークシート・資料「人権の窓 (平成30年度 中学2年学習資料)・当事者の声が書かれた資料
3 多様な性の在り方が認められ、誰もが自分らしく生きられる社会にするためにはどのようなことが必要なのか解決方法を考え、話し合う。	 個人で考えてから、グループで話し合って意見交換することにより、考えを深められるようにする。 ② 違いを認め合うために必要なことや、互いの人権を尊重し合う人間関係を築くために必要なことについて話し合うことができる。(技能) 	ワークシート補足資料
4 話し合った解決方法をもとにしながら、意思決定する。	具体性のあるめあてや実践方法を意思決定できるように助言して、ワークシートに記入できるようにする。何人かに発表してもらい、めあての修正や実践の参考にできるようにする。	・ワークシート

「直接的指導」に関してよくある質問事項

質問

「直接的指導」において、「各教科等の目標を達成するとともに人権 教育のねらいを達成する」ということについて、どのように捉えれば よいのでしょうか。

各教科等の目標やねらいを達成させることが、第一に求められています。 その上で、学校の実情等に応じて、各教科等の学習に関連がある「人権一般」 や「様々な人権問題」を意図的・計画的に位置付け、人権教育のねらいの達成 も図ります。具体的には、各教科等の授業の過程を通じて、育てたい資質・能力(差別解消を図るための資質・能力)を育成していくことになります。

質問

小学校の低・中学年における「直接的指導」は、どのように捉えればよいのでしょうか。

小学校の低・中学年は、主に基底的指導、間接的指導が中心になると考えられます。児童の発達の段階や生活の実態に即して考えると、育てたい資質・能力につながる力を育成する段階にあると考えられるからです。

なお、小学校の低学年、中学年の授業についても、直接的指導を通じた「育てたい資質・能力(差別解消を図るための資質・能力)」の育成に深く関わっているものがあることを、指導者は十分に認識することが大切です。義務教育9年間のゴールを見据えながら、現在の学年でどこまで指導すればよいのか、学校として共通理解できていることが大切です。

質問

「人権教育推進の手引」に示されている人権問題を扱った授業を行 えば、「直接的指導」の授業になると考えてよいのでしょうか。

「人権一般」や「様々な人権問題」を取り上げたという点だけでは、直接的 指導と言うことはできません。各教科等本来の目標を達成するとともに、育て たい資質・能力(差別解消を図るため資質・能力)を育成するなど人権教育の ねらいも達成する指導である必要があります。つまり、地域の実態を踏まえ、 児童生徒の発達の段階に応じ、各教科等の目標と人権教育のねらいを考慮した 上で、意図的、計画的に準備された授業である必要があります。

質問

「直接的指導」は、どの教科等において、取り組んでいけばよいのでしょうか。

例えば、同和問題を取り上げた学習は、社会科等を中心に多くの実践例があり、現在も取り組まれています。なお、栃木県人権教育基本方針の実施(平成14(2002)年)以降、同和教育は人権教育に発展的に再構築され、同方針において、「各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を促す」としており、特定の教科に限らないことを示しています。

「人権科」という教科はありませんので、重点化を図った「直接的指導」を、 各教科等のどこで扱い実践するのか、また、どのように系統的な学習となるように計画するかなど、各学校において様々な工夫や検討が求められます。

おわりに

本資料は、人権教育の充実を目指して作成しました。作成に当たっては、 教職員の方々が学校で実際に使うときのことを考えて、分かりやすく説明するように努めました。

教職員の皆様には、これまでに発行された他の指導資料と併せて活用していただき、今後の本県人権教育の推進に役立てていただければ幸いです。

[作成委員] (〇は委員長)

	坂井	英史	(河内教育事務所	指導主事)
	福田	誉	(上都賀教育事務所	副主幹)
	秋山	祥子	(芳賀教育事務所	副主幹)
	清水	友晶	(下都賀教育事務所	指導主事)
0	関	一浩	(塩谷南那須教育事務所	副主幹)
	藤田	薫	(那須教育事務所	副主幹)
	33田	耕造	(安足教育事務所	指導主事)

☆表紙イラスト

平成30(2018)年度 人権に関するイラスト入賞作品 「~バランス大切~ほら、笑顔」 栃木市立栃木東中学校 3年 福地 葵 さん

[事務局]

学校教育課 課 長 中村 千浩 小中学校教育担当 GL 課 長 補 佐 山岸 一裕 指 導 主 事 伊藤 昌夫

